

○佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成26年 9 月30日 条例第25号

佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第21条）

第 2 章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第 3 章 小規模保育事業

第 1 節 通則（第27条）

第 2 節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第 3 節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第 4 節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第 4 章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第 5 章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

附則

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（食事の提供に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する法第39条第 1 項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第15条、第22条第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第 1 項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第 1 号（調理設備に係る部分に限る。）及び第 4 号（調理設備に係る部分に限る。）、第

34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（職員に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。